

「温泉施設利用券」「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、4月4日(火)から「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。下記巡回交付日程以外の日でも、町福祉保健課で申請していただければ交付します。六郷・仙南出張所でも申請できますが、後日、ご自宅へ送付することになりますので、お手元へ届くまでに時間が掛かります。

ご注意ください

- 下記巡回交付日は、それぞれの会場でしか交付できません。
- 千畑地区は美郷町役場2階 第3・4会議室で交付します。階段を上ることが困難な方は、エレベーターをご利用ください。

■巡回交付日程 当日は、たいへん混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

会場	巡回交付日	時間	券の交付に必要な物	
			本人が会場に来て申請する場合	代理人(同居家族含む)が申請する場合
美郷町中央ふれあい館 ホール	4月 4日(火)	午前9時30分～午後3時	①印鑑 ②本人の健康保険証	①印鑑(本人・代理人分) ②本人(券を利用する方)の健康保険証 ③代理人の健康保険証 ④本人が署名押印した申請書 ※代理申請の場合、券の即日交付ができない場合があります。
	4月 5日(水)	午前9時30分～正午		
美郷町南ふれあい館 学習室	4月 6日(木)	午前9時30分～午後3時		
	4月 7日(金)	午前9時30分～正午		
美郷町役場2階 第3・4会議室 ※エレベーターをご利用ください。	4月 10日(月)	午前9時30分～午後3時		
	4月 11日(火)	午前9時30分～正午		

※正午から午後1時までの間は受け付けていませんのでご了承ください。

※事前に申請書が必要な方には、4月から町福祉保健課および六郷・仙南出張所にて配布します。

■交付の内容

券の種類	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

■平成28年度中に発行した券は、4月以降は使用できませんのでご注意ください。

黄色の温泉施設利用券	使用できません
薄い水色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和することを目的として給付金を支給します。

支給対象者 ●平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方(平成28年度分の住民税が課税されていない方)

※ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である場合は対象になりません。

支給額 ●1人につき15,000円

申請方法 ●給付金を受け取るためには申請が必要です。申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村になります。支給対象と見込まれる方には3月下旬ころに申請書を郵送しています。該当と思われる方で通知の届いていない方は下記までご連絡ください。

受付期限 ●6月30日(金)

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで（身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給します。

■支給額（平成29年4月分より）

支給内容	支給額（児童1人の場合）
全部支給	月額 42,290円
一部支給	月額 9,980円～42,280円

※ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- ・婚姻したとき、または事実上の婚姻状態（内縁・同居・生計同一）となったとき
 - ・対象児童を養育しなくなったとき
 - ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、すみやかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
- ※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額（平成29年4月分より）

等級	支給額
1級	月額 51,450円
2級	月額 34,270円

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
 - ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
 - ・対象児童が障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
 - ・受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
 - ・対象児童や受給者が死亡したとき
- ※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給しません。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、下記で手続きしてください。

必要書類

国民健康保険に加入するとき

- 社会保険資格喪失証明書（職場等から発行されます）
- 加入する方の個人番号が分かる書類（マイナンバー通知カード等）
- 手続きに来る方の身分証明書（運転免許証等）
- 認め印

国民健康保険を脱退するとき

- 職場から交付された健康保険証（加入した全員分、コピー可）
- 国民健康保険被保険者証
- 脱退する方の個人番号が分かる書類（マイナンバー通知カード等）
- 手続きに来る方の身分証明書（運転免許証等）
- 認め印

■加入の届け出が遅れると

- ・被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合、美郷町の方で負担した分の医療費を返還していただくことになります。

■その他の注意点

- ・お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ・職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907